

産業生活常任委員会

(平成27年11月10日)

○ 森 智広委員長

定刻になりましたので、産業生活常任委員会を始めさせていただきます。

インターネット中継も、このタイミングで始めさせていただきます。

本日の産業生活常任委員会ですけれども、前回に引き続きまして、所管事務調査としまして、コンビナートの現状と今後の方向性についてというテーマで調査を行っていきたいと思います。

前回お示しした資料の中で、また議論の中で、大きく今後のコンビナートの課題、今の課題について少し掘り下げていこうということで、本日時間をいただいております。

では、用意していただいた資料の説明ということでお願いいたします。

まず、須藤部長、お願いします。

○ 須藤商工農水部長

商工農水部長、須藤でございます。

前回に引き続き、コンビナートのことについて調査を賜ります。ありがとうございます。

本日は資料のほうも、いま少し突っ込んで議論をしていただくということで、土壤汚染対策法への対応、それと工場立地法の緑地の問題、それと工業用水の問題、この3点につきまして、資料のほうも準備させていただきました。

今回は商工農水部だけではなく、環境保全課のほうも参っております、そちらのほうからも説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 人見環境保全課長

環境保全課の人見でございます。

それでは、私のほうから、資料の1ページ、2ページのほうを説明させていただきます。

まず、1ページのほうをごらんください。土壤汚染対策法への対応というところでございます。

まず、土壤汚染対策法の概要についてということでございますけれども、この土壤汚染対策法は、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護す

るということを目的といたしまして、平成15年2月に施行されたところでございます。その後、平成22年4月に一部改正があったところでございます。

法律の仕組みでございますけれども、まず、土壤汚染状況調査についてでございます。

まず、法律の第3条でございますが、有害物質使用特定施設の使用を廃止したときということでございまして、水質汚濁防止法にあります有害物質使用特定施設、これを廃止したときに、その土地所有者等が土壤汚染状況の調査をしなければならないということでございます。

ただし、この場合もただし書きがございまして、引き続き工場等として利用する等、利用方法から見て健康被害が生じるおそれがないというような場合には、市のほうへ申請した上で、私どもが確認して、調査のほうを猶予していくというようなことでございます。

こちらのほうに、市に申請の上というふうにございますけれども、法律のほうでは都道府県知事という表現がしてございますけれども、四日市市の場合、法律に基づきまして事務委任を受けておりますので、市に申請の上というような表現でさせていただいております。

次が、第4条でございます。土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査ということで、一定規模、3000㎡以上の土地の形質を変更しようとする場合には、形質変更の30日前までに、市のほうへ届け出をする必要がございます。この届け出に基づきまして、市のほうで土壤汚染のおそれがあるというふうに判断した場合は、土地の所有者等に対しまして土壤の調査を命令することができるとなっております。

次の第5条でございますけれども、土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市が認めるときということで、土壤汚染により健康被害が生じるおそれのある土地があると、そういったことを認めるとき、そういった場合には、土地の所有者等に調査を命ずることができる。具体的には、周辺の、例えば家井戸等でかなり汚染されている地下水が発見されたといった場合に、明らかにあの土地であろうというようなことが想定される場合、そういった場合に命令をするようなことになるという規定でございます。

そういった土壤汚染状況調査の調査の契機がこのような3点ございますけれども、それを踏まえて土地の所有者等が調査を行いまして、市のほうへ報告が行われるということでございます。その場合に、土壤の汚染状況が指定基準――土壤汚染対策法に基づきまして指定基準が定められております――を超過した場合、さらに土壤の摂取経路、健康被害が生ずるおそれのあることの有無を判断して、ある場合には要措置区域、そこまでない場合

には、形質変更時の要届出区域ということで指定いたします。

さらにちょっと右側のほうを見ていただきたいと思いますけれども、法律の第14条に指定の申請というのがございます。こういった3条、4条、5条というような調査の契機がございますけれども、それにかかわらず、事業者が自主的に調査を行って土壌汚染が判明した場合には、市に対しまして区域の指定を申請することができるというふうになっております。その後の流れは、同じような流れとなっております。

2ページのほうをごらんください。

2ページのほうが、三重県生活環境の保全に関する条例による土壌・地下水汚染に関する規制の概要についてということでございます。

先ほど、土壌汚染対策法が平成15年2月に施行されたということで、三重県のほうにおきましてさらにそれを補完すべく、三重県生活環境の保全に関する条例を改正いたしまして、土壌汚染に対する規定を盛り込んだというものでございます。施行が平成16年10月1日でございます。

制度の概要でございます。

まず、第72条の2、土地の形質変更時の調査ということで、土地の所有者等が3000㎡以上の土地の形質変更を行おうとするときには、過去にその土地がどのように使われておったかというようなことを、履歴を調査いたしまして、過去に特定有害物質の製造、使用、その他取り扱いを行っていた工場が立地しておったかどうか、そういったことを確認して、記録することが定められております。

履歴調査の結果、そういった有害物質を使うような工場等が立地しておったというような場合には、形質変更しようとする土地の全ての範囲の土壌の調査、それと形質変更しようとする土地の境界付近において地下水の調査を実施して、その結果を記録することが必要となっております。

次の第72条の3で、有害物質使用特定施設における調査等ということでございます。

まず、①でございますけれども、有害物質使用特定施設を設置している工場等においては、1年に1回以上、土壌または地下水の調査を実施するということが定められております。

2点目につきましては、そういった有害物質を使用する工場等で300㎡以上の土地の形質変更を行う場合には、有害物質使用特定施設に係ります有害物質につきまして、その土地の土壌調査を実施して記録することが必要となっております。

ただし、これについても適用除外がございまして、形質変更により生じた、300㎡以上であっても、生じた掘削土を敷地外に持っていかない、敷地内のどこかに積んでおくということですね。ただ、敷地内といっても、駐車場とかグラウンド等、土壌汚染がないであろうと思われる土地へ積むのはだめで、同等の土地、そういったところで保管する場合は、こういった調査が必要じゃないよということでございます。

次は、第72条の4ということで、土壌とか地下水の有害物質による汚染発見時の届け出等ということで、土壌とか地下水の汚染を発見した場合には、その土地の所有者等は市に届けることが必要となってまいります。

その届け出を受けて、市といたしましては、人の健康または生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは公表いたしますということです。

最後に、注意書きで、本市は土壌汚染対策法及び三重県生活環境の保全に関する条例の県知事の権限に属する事務の一部を市長に委任されているということで、こういった事務は私どものほうでやっておるということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○ 服部工業振興課長

それでは、私のほうから、土壌汚染対策法に対する各事業所における課題と、それと近年の対応についてご報告をさせていただきたいと思っております。

土壌汚染対策法等につきましては、臨海部コンビナート事業所等との意見交換により常々テーマになっておるような項目でございまして、意見交換を繰り返しているわけですが、平成23年から平成25年に設置しました臨海部工業地帯競争力強化検討会においても検討対象といたしました。

ただ、この時期には、岡山県のほうから水島コンビナートの特区申請が平成23年9月に çıkされて、その結果、なかなか特別扱いというのが認められにくいというような状況の判明があったものですから、臨海部工業地帯競争力強化検討会におきましても、各事業所での事情が異なりますことから、統一した規制緩和の要望の取りまとめは難しいだろうということで、個々の具体的な設備投資の際に、個別に対応を検討していくというふうにしたところでございます。

別冊でつけさせていただきました、右肩に資料1-1、1-2と書いてございます資料でございますが――これが最近の動きということでご報告をさせていただくんですが――

ことしの3月9日、内閣府の規制改革会議の投資促進等ワーキング・グループというところで、土壤汚染対策法をテーマに意見交換がされたときの資料の抜粋でございます。

資料1—1は経団連からの資料ということになってございます。

課題ということに関しては四日市コンビナートも同じということで、これを用いてご説明をさせていただきたいと思うんですが、1枚めくっていただきまして、右下のページ数1ページでございます。

現行規制による事業活動への影響ということに関しましては、数字の1というところで、調査等に基づく工期の延長、また対策費等の工費の増加、多量の搬出土壤の運搬、処理の必要がこの法律により生じている。また、2番目ですが、自然由来物質を含む土壤についても、一律で過剰な規制が課されている。3ですが、その結果、土地の取引及び利活用が萎縮しているというのが、この事業用地に対する土壤汚染対策法の規制による影響ということでございます。

具体的な要望につきましては、もう一冊のほうの資料1—2の千葉県の資料のほうがおわかりいただきやすいと思いますので、これを用いてご説明をさせていただきたいと思っております。

3月9日の投資促進等ワーキング・グループのときの要望資料でございますが、めくっていただいて、右下11ページというところをごらんいただきたいと思うんですが、これは、例えば記載してある例のものを特定有害物質による汚染のおそれに該当しないというような判断ができないかという提案資料でございます。

青字で書いてございます部分ですが、例えば自然由来のもので、文章の2段目のところ、自然由来によるヒ素、フッ素によるものであり、当該土壤を場内にて適正に管理する場合、この場合は汚染のおそれがないとしていいのではないかというような提案でございます。また、かつという提案でございますけれども、地下水脈による人への摂取リスクがないことが確認される場合、また、自然由来の基準不適合土壤の場外搬出の際の適切な処理——これが適切な処理という想定をしておりますのが次のページでございますけれども——海底のしゅんせつ土で造成された臨海部の残土を適切に海底へ埋め戻す、海から持ってきた土を海へ返すのはいいのではないかというような提案でございます。

もう一枚めくっていただきまして、具体的な提案としましては、真ん中ほどの右の表がでございますけれども、白い部分、土壤汚染対策法と書いてありますが、土に対する規制でございます。それとちょっと茶色がかけてある部分、これが海に対する規制でございま

す。ヒ素に関しましてはおよそ10倍、フッ素に関しましては20倍の規定になっておるところでございます。

ここの提案では、海に対する規制においても健康被害が発生していないところから、土に対する規制も見直しができるのではないかなというような提案でございます。

このようなワーキング・グループの意見を受けまして、もう一冊でございますが、規制改革に関する第3次答申というのが、規制改革会議から内閣府に対して出されております。

1枚めくっていただきまして、抜粋ですので37ページでございますが、片仮名のウのところ、土壤汚染対策法の見直しというところがございます。

aですが、国際制度比較調査の実施というところで、文章の下から4行目ですが、この規制を諸外国と比べると、規制が過剰になっているのではないかなといった指摘があるということから、平成27年度、今年度におきまして国際制度比較をするべきであるというような答申になってございます。

また、bでございますけれども——文章の上から3行目でございます——都市計画法で規定される工業専用地域では、工場が立地しており土壤汚染の可能性はあるものの、一般の居住者が地下水を飲んだり、土壌を直接摂取するという健康リスクが低いため、工業専用地域の土地の形質変更については、人の健康へのリスクに応じた規制とすべきであるという答申でございます。これにつきましても、27年度に検討を行いまして、来年度28年度に結論、措置——措置といいますと法律改正ということになってこようかと思いますが——といったことが答申されてございます。

cにつきましては、自然由来物質にかかわる規制の見直しということで、一番後ろのページ、38ページ、一番上の行でございますけれども、事業者等からは、リスクの大小を問わず一律で過剰な規制が課されており、事業活動に大きな影響を与えているとの指摘があるということで、文章の一番下でございますが、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得るという答申になってございます。この件につきましても、今年度検討を行って、来年度に結論、措置が行われるという答申になってございます。

規制改革会議におきましては、今後もこの答申のフォローアップをしていくという予定にはなっておりますが、これらの見直しが適正に行われるように、四日市市からも国に対する要望等を行っていきたいと考えているところでございます。

土壤汚染対策法への対応の関係は以上でございますが、続けてということで、資料の説

明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○ 森 智広委員長

はい、お願いします。

○ 服部工業振興課長

それでは、もとの資料に戻っていただきまして、所管事務調査資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページは、工場立地法に基づく緑地面積率の確保ということでございます。

まず、制度の概要をご説明いたしますが、工場立地法といいますのは——もともとはこういったような規制をするような法律ではなかったんですが——昭和34年に制定されたんですが、高度成長に伴う大気汚染などの公害問題などを背景といたしまして、昭和47年には四日市市の公害訴訟判決もありましたけれども、昭和49年に大幅に法律改正をしまして、今のような規制をするような法律になったというものでございます。

その概要としましては、対象としますのが、敷地面積9000㎡または建築面積が3000㎡以上の事業所ということでございます。これにつきましては、緑地の面積比を20%以上確保しなければならない、また、緑地面積に、運動場であるとか広場であるとか、そういったものを加えた環境施設の面積率は25%以上確保しなければならないという法律でございませう。

この法律は、実は平成10年に少し規制緩和がされまして、県や政令市においては独自の基準を設けることができるようになりました。それを受けて、平成15年に三重県条例により規制の緩和を行いまして、工業専用地域と工業地域に立地する既存企業、この既存企業といいますのは、法律ができました昭和49年以前にできていた工場ということでございます。既にある工場につきましては、緑地面積率、環境施設面積率いずれも5%下げますというような規制緩和でございませう。

近年でございませうけれども、平成24年、さらに地方分権が進み、県や政令市だけが独自の基準を定めることができていたものを、市においても定めることができるようになりました。これは、地域準則条例というものを定める必要がありますけれども、緑地面積率の最低が5%から制定することができるというような内容でございませう。

これを受けまして、下の表にございませうように、私ども四日市市におきましては、工業

地域、工業専用地域の既存工場におきましては、15%という緑地面積の比率でございます。そうした既存工場以外というところは、準則を制定しておりませんので、法律どおりの20%という現状でございます。

それに対しまして、一つ飛んで下、例えば千葉、市原ですね。千葉のコンビナートにおきましては、臨海部の工業地域に限ってということでございますけれども、工業地域、工業専用地域は5%でいいですよという条例にしております。また、水島コンビナートでございます岡山、ここは10%、周南のコンビナートがあります周南市は10%、いろんな参考の例として取り上げさせていただいております北九州におきましては、今回の地方分権による規制の見直しというのは行っておらず、平成10年の政令市の見直しということで、5ポイント下げた15%という状況でございます。その後の動きはないというところでございます。

これらの問題点としましては、工場の建設に伴いまして、新規立地の場合には敷地面積の20%を確保しなければなりませんし、既存工場の場合には増設に応じた面積の20%を確保していただく必要がございますが、敷地に余裕のない事業所におきましては、その面積の確保が難しいといった点でありますことや、また、面積の20%といえども、例えば10万㎡の事業所ですと20%は2万㎡、6000坪にも及ぶ緑地を確保しなければならないこととなります。その維持管理コストというのも相当、事業所の負担になっているというようなことがございます。

これらの必要性から、設備投資を行う場合のマイナス要素となっていたり、また他都市との比較という点で、先ほどごらんいただいた表でごらんいただくとわかりますように、四日市としての競争力が低下しているという状況でございます。

規制緩和の手法として書かせていただきましたのは、兵庫県尼崎市の例でございますが、緑地面積率等の率を下げるとともに、下に書いてございますような、例えば敷地外緑地、または基金への寄附金等を緑地としてカウントできるような制度を構築しているというようなことでございます。

四日市市としても、近い将来には、改正を検討していかなければならないというように思っておるところでございます。

続きまして、三つ目の工業用水の関係のご説明をさせていただきます。

工業用水、四日市市におきましては北伊勢工業用水道というのが走っているというような状況でございます。別冊でお配りいたしましたみえの工業用水道というものをごらん

いただきたいと思います。1ページめくっていただきますと、左側に、北伊勢工業用水道の配管図がございます。比較的臨海部への給水を目的とした水道管の配置状況というようにござらんいただけると思います。

済みません、この資料は企業庁から入手しました2年前の資料ですので、新しい数字でご報告をさせていただきたいと思っております。

もう一度資料のほうにお戻りをいただきたいと思います。こういった配管の状況で、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、朝日町、川越町に給水をしておりまして、給水能力の83万 m^3 に対しまして、契約水量が72万5000 m^3 、ただし使用水量は51万 m^3 ということで、この契約水量と使用水量の差、約20万 m^3 はいわゆるカラ水として、各事業所においては、何とかならないだろうかという課題を感じておる水ということでございます。

文章で書かせていただきましたが、三重県の工業用水道は、ユーザー企業との契約水量に応じた施設建設、また拡張工事等を行ってきており、契約水量に応じた積算により使用料として建設費用の回収を行っておりますので、例えば、ユーザー企業の事情によりまして、プラントを停止して水を使わなくなったなどの状況が起こっている場合でも、任意に契約水量を変更することはできず、その契約水量分に応じた負担というのが避けられない状況でございます。

例えばということで、A社の場合ということで記載をさせていただきましたが、契約水量12万 m^3 に対しまして使用水量が5万 m^3 の場合、この場合の料金が幾らになるのかということでございますが、基本料金が m^3 当たり14.5円でございますので、12万 m^3 掛ける14.5円、365日使いまして6億3000万円で、使用料金、使っている水5万 m^3 に対する料金が、料金単価4円ですので、5万 m^3 掛ける4円掛ける365日で0.7億円、合わせまして7億円の使用料金なんです。実はこのうちのいわゆるカラ水という使っていない水に対する料金が、半分以上の3.7億円あるというような状況でございます。

問題点といいますのは、この使っていない水に対する料金負担が何とかならないんだろうかと各事業所が考えてみえる点ということでございます。

ただし、冒頭ちょっと説明をさせていただきましたように、三重県企業庁におきましては、各ユーザー企業の契約に基づいて施設の建設、拡張を行っておりますので、これを回収する必要がございます。

これまでも、企業庁の収益に応じて幾度か料金の見直しを行っていただいておりますが、今後は収支均衡という見込みを立てているところでございまして、右のグラフにございま

すように、実線部分が実際の水の単価ということで、カラ水がない場合には、使っている水の単価は14.5円足す4円の18.5円なのでございますが、上に行く、右へカラ水がふえるに従って実質の水の値段が上昇していきまして、先ほどご説明しました例えばA社の場合ですと、18.5円は38円ほどになります。平均をとりますと24.6円なんですが、カラ水の多いところの負担を減らそうと思いますと、企業庁が企業会計で独立採算制をやっている以上、その分どこかから収入を得なければならないということで、カラ水の少ないところの負担を上げなければならないというような状況でございますので、なかなか料金制度の見直しが難しいというのが今の状況でございます。

これまでのといたしますか、最近の取り組みとしまして、平成25年4月1日付で一部料金の改定を行っていただきました。基本料金を15.5円から14.5円に1円下げて、使用料金を0.5円上げたという状況でございますが、この数字だけ見ると少ないように思っていたきますけれども、先ほどのA社の場合で考えますと、年間4000万円ほどの料金負担の軽減が図られたところでございます。

また、ことし4月から、提言書と書きましたのは、平成25年度に出されました四日市商工会議所からの提言書でございますが、その提言や、ユーザー企業での検討、協議を三重県企業庁のほうでは重ねていただいております、契約水量の減量配分制度を開始——これは水の使用量、契約量をふやした事業所があれば、そのふやした分だけカラ水の多いところへ割り振りをして、契約水量を下げますよというような制度ですが——していただいたところでございます。

この課題につきましても、今後も、三重県企業庁の経営状況に応じた、ユーザー企業さんの納得いくような形で料金制度の見直しを求めていく必要があるというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○ 森 智広委員長

本日の用意いただいた資料の説明は以上のとおりとなります。

少し分けて、時間をとっていきたいと思います。

まず、土壌汚染対策法への対応というところで、資料の1、2ページにありますけれども、ここについて、質疑、ご意見をいただければと思います。

委員の方でご意見、ご質疑あります方、挙手のほうをお願いします。

○ 荻須智之委員

開発するときに、その土地のヒ素とかフッ素、ホウ素ですか、そういうのははかってあるものなんですか。全部が全部残っているとは限らんのかどうか、工場建てる時。

○ 森 智広委員長

当初ということですか。

○ 荻須智之委員

当初ということですね。残っていれば。

○ 人見環境保全課長

法律ができたのが平成15年当時ですので、これを建てた時期にもよろうかと思えますけど、一般的にはやられていないことが多いかとは思いますが。ただ、その後、新たに工場を建てるとか、そういったことがあった場合にはやっておる可能性もあろうかと思えますけれども、現実的には少ないのかなというふうに思います。

○ 荻須智之委員

うちの町内も結構濃い数字出たりするんですけど、天然由来だというふうに言われて、そんなに有害なんかなと思うんですけど、井戸水も使わな、別に何にも問題ないような気もするんですけど、どうなんですかね。フッ素、ホウ素あたり。

○ 人見環境保全課長

ヒ素ということがあります。確かに自然由来の場合、結構見受けられます。その場合、井戸水なんかでもそういった場合ございますけれども、私ども調査した場合、出た場合に、やはり井戸の利用、そういったものを避けてくださいというようなことでお願い等をしておりまして、摂取しなければそういった問題はないのかなというふうには思います。

ですから、土壤汚染が発見された場合にも―――土壌の入れかえとかということが行われている場合も多いですけれども―――直接摂取されないように覆土等で対策をとるといような方法もございますので、摂取されなければ問題ないのかなというふうに考えておりま

す。

以上でございます。

○ 森 智広委員長

他にありますか。

ないのであれば、少し私のほうからよろしいですか。

土壤汚染対策法という法律があって、1ページに説明がありまして、2ページのほうに、三重県がさらに独自で定められた三重県生活環境の保全に関する条例があるというところで、2段構えになっているんですけども、制度の概要で、土地の形質変更時と有害物質使用特定施設という二つに分かれていると思うんですけども、この違いというのをもう少し具体的にお伺いしたいなと思います。

要は、国が定めている3000㎡の土地の形質変更というのとの違いですね。上が一緒なんですか。第72条の2というのが、国の基準をそのまま書いておるといいますか。

○ 人見環境保全課長

これは実は、3000㎡以上の土地を改変する場合に土地の履歴調査とかそういったものをして下さいというようなことを県条例のほうで定めておるんですが、国の法律のほうは、同じように3000㎡とございますが、平成15年2月に施行されたときには、この3000㎡というのはなかったんです。これが平成22年4月に改正されたときに、この第4条というのが加わったということでございます。

国のほうの法律では、3000㎡以上の改変、そういった場合には30日前までに市のほうへ届け出なさいと。市のほうで確認した上で、必要に応じて土壤の調査命令、これをかけるというようなことでございます。

一方で、条例のほうは、3000㎡以上の土地の改変をしようとするときは、市に届け出るとか関係なしに、みずから過去にどういった使われ方をしておったかというような調査をすると、そしてそれを記録しておくということでございます。

この3000㎡は、ちょっと偶然なのかどうかわかりませんが、もともとは条例のほうに3000㎡が入っておって、後で国のほうで第4条が加えられて、3000㎡というのが新たに出てきたというようなことでございます。

○ 森 智広委員長

その第72条の2のレベルでいうと、国は届け出で市の判断で調査しろということですが、県の場合は、届け出はもちろんですけれども、みずからが調査する義務を負うんですか。

○ 人見環境保全課長

そうです。

県条例のほうは、おっしゃるとおり、3000㎡以上の土地を改変する場合には、過去の履歴を調べて、必要に応じてその土壌の調査のほうを行うと、みずからやらなければいけないということでございます。

国のほうについては、うちのほうに申請を行うと、それで、うちのほうの判断で調査命令を出すということでございます。

ですから、実際には県条例に基づきましてみずから調査していただくんですけれども、その場合も、うちのほうへあわせて届け出をしていただくというようなことで、現実問題は、うちが調査命令をかけるというよりも、第72条の2で事前に調査をしておる場合が、自主調査というような形でしておる場合が多いようです。

以上でございます。

○ 森 智広委員長

となると、事前にみずからが調査しなければいけないというのが少しハードルが上がるというところなんですけれども、さらに第72条の3で有害物質使用特定施設という限定ですけれども、限定して300㎡以上というまた厳しい規制でここにかけているわけですよ。

具体的に企業は何を、どういったことを課せられるんですか。ここに書いてありますけど、もう少しわかりやすく、第72条の2プラスアルファのことを書いてあるんですか。

○ 人見環境保全課長

第72条の2のほうは、3000㎡以上の土地の改変をする場合に、過去にどういった利用をされておったかということでございます。

第72条の3につきましては、有害物質使用特定施設というのが土壌汚染対策法に定めら

れておりますけれども、この施設を設置している工場、そちらの工場については、具体的な有害物質が工場によってあろうかと思っておりますけれども、その有害物質について、年に1回以上調査しなさいと。あと、300㎡以上の土地を改変する場合には、土壌調査を実施しなさいということでございます。具体的に有害物質使用特定施設を持ってあって、有害物質を使っておるといふようなところでございます。

以上でございます。

○ 森 智広委員長

ここでいう特定有害物質がどのようなもので、例えば四日市のコンビナートだとどれぐらいが対象になるんですか。済みません、ちょっと細かい話なんですけど。

○ 市川環境部政策推進監

環境部、市川です。

お手元に資料を配らせていただきました。土壌汚染対策法のしくみというのの23ページをごらんください。

8番に関係資料というのがございますけれども、今おっしゃった特定有害物質の種類といますのは、ここに記載の第一種特定有害物質、揮発性有機化合物、そして第二種特定有害物質、これは一般的には重金属類というのと、第三種特定有害物質と、大きく三つに分かれております。

○ 森 智広委員長

この施設に関しては、300㎡を超す土地の改変がある場合は調査を実施しなければならないんですよ。そして年1回調査するとなっておりますけれども、じゃ、あんまり私も詳しいことはわからないんですけど、コンビナートだとどれぐらいの企業が特定有害物質を扱っている工場になるんですか。

○ 赤堀環境保全課大気水質係長

現在、有害物質を使用している特定事業場は、市内に36社ございます。そのうち排出量の多い事業所はコンビナートだけとは限らないんですけども、20事業場ございます。

○ 森 智広委員長

規模がどれぐらいかわからないんですけど、その規模は、四日市の産業に対してどういうぐらいのインパクトを与える数字なんですか。少ないんですか、大きいんですか。

○ 市川環境部政策推進監

水質汚濁防止法に基づくような特定施設というようなものを持っている事業所というのは、コンビナート企業はもうほとんどあります。ただし、その中でも有害物質——今おっしゃっている特定有害物質——を取り扱っているという事業所はごく少なく、コンビナートですと約半数ぐらい、26社のうちの13社ぐらいになるのかなというふうには思っております。

○ 森 智広委員長

となると、300㎡という、さらに国の3000㎡の10分の1という厳しい規制がかかる企業は、コンビナートだと半分ぐらいということですか。

○ 市川環境部政策推進監

約10社ぐらいになろうかと思っております。ただし、300㎡以上の土地を改変する場合ということでありまして、ここにあるように適用除外というのがありまして、土壌を外に持ち出さないというのを利用して、ほとんどの事業者が、土壌調査をせずに土地の改変を行っているというのが実情であります。

○ 森 智広委員長

となると、県の第72条の3の300㎡という規制ですけれども、数字だけ見ると国よりも10分の1という厳しい水準での規制がかかっているように見えますけれども、さほど、現状の開発においては支障を来していないということなんですか。

○ 市川環境部政策推進監

条例が施行されまして約十数年間あるんですけども、この第72条の3項に基づいて土壌調査をしたという事業所というのは、1社か2社程度しかございません。

○ 森 智広委員長

そういう現場の方々の意見を含めて、ここの規制が厳しいという、3000㎡がそもそもが厳しいという意見はあるというのはありましたけれども、300㎡に対する要望というのは、コンビナートの競争力の検討会ですか、そういったところでは出ていないんですか。

○ 服部工業振興課長

意見として出てございます。

○ 森 智広委員長

出ている。

○ 服部工業振興課長

はい。

○ 森 智広委員長

3000㎡に対するよりも、300㎡の県条例の規制のほうが声は大きいんですか。

○ 服部工業振興課長

大きさは同等程度だと思いますが、土壤汚染対策法の見直しを求めるとともに、県条例についても見直しを求めるといような意見でございます。

○ 森 智広委員長

わかりました。

他に。

○ 中森慎二委員

今の委員長の質疑と関連があるんですが、少し答弁もあったところなんですが、きょういただいたこの資料の1ページのところで、今、土壤汚染状況調査というものの段階と、どのレベルのもの、どの面積のもの、どういう対象のものが調査をする必要があるのかというのが一つの規定があると。それは国と県の制度で、若干県のほうが厚みがあるような

ところがあるんですが、その調査の結果が問題があると、規定基準を超えているというものが出たときには、この1ページの左のように、ありの場合は要措置区域、法第6条、汚染の除去等の措置が必要な区域ということで、その下の除去等の措置を指示しますというようなことで段階に入ってくるわけですが、先ほどの2ページの県条例の第72条の3の適用除外の、土地の形質変更が生じた掘削土等を工場等の敷地外または敷地内の駐車場やグラウンド等の土壌汚染が存在するおそれのない土地へ搬出または移動を行わない場合は、調査はしなくてもいいと。

調査をしなくてもいいということは、有害物質が含まれているかどうかもわからないわけだから何もしなくてもいいと。だから、築山をつくって緑地にしておけば、敷地内から出さなければ調査もする必要がないから対策をすることもないということで、今実際に適用した企業というのは少ないというのは、そういう実情だという理解でいいわけですかね。

○ 市川環境部政策推進監

そのとおりでございます。基本的には、土地の改変はするものの外へ持ち出さないということで適用除外というのを活用しておるわけですが、ただ同時に、第72条の3の①で、1年に1回以上、土壌または地下水調査を実施することが必要ですというふうに記載があるように、周辺環境への影響確認という意味では、盛り土として有害土壌を置いておく場合であっても、敷地境界で必ずしも周辺への影響を確認しなければならないというような規定はございます。

○ 中森慎二委員

そうすると、年1回以上の土壌または地下水調査を実施する必要があるというのは逃れられないと。築山を積んで緑地にしてあっても、この部分は逃れられないと。そのときに問題が出たらどうするんですか、そもそも。

○ 市川環境部政策推進監

この規定に基づいて地下水調査をした場合、例えば有害物質が検出されたということになれば、県条例に基づいて、第72条の4で汚染発見時の届け出というようなものが必要になり、我々としてはそれを公表させていただくと。公表すると同時に、基準物質等も鑑みながら、対策も講じていただくというようなことになるかと思っております。

○ 中森慎二委員

それはやってみないとわからんところもあるわけですよね。それと、動かした土をどういう形で管理しているかという状況にもよると思うし、例えば遮水シートなんかでその辺を切って、よりしみ出しが外へ出ないようなそういう対策をしておけば、そういうことの可能性も下がるということですか。お金はかかるわけですけども。そういうことですかね。

○ 市川環境部政策推進監

場外に持ち出さないということに関しましては、土壤調査するという義務が発生しますので、事業者のほうはあくまでも汚染があるというふうな認識は持っていないものから、遮水シートを敷くとか飛散防止対策をすとか、そのようなことは基本的には講じていません。

○ 中森慎二委員

そうすると、土地に余裕があれば、形質を変える部分で撤去した土については築山にして、緑地等で敷地内で管理をしておけば、調査をする必要がないし、対策をする必要がないと。もっとさかのぼれば、土壤の調査をしていないのだから有害物質が含まれているという認識もないと、そういう整理をされているということですね。

○ 市川環境部政策推進監

基本的には300㎡に限ってはそうなんですけれども、土壤汚染対策法で3000㎡の形質変更時での調査ということにかかわってきた場合に関しては、有害物質使用特定事業場であることから、我々としては調査命令の対象にすべき土地だろうというふうに理解しております。

○ 中森慎二委員

そうすると、3000㎡の場合はだめだということですか、それは。300㎡以下ならいいけれども、そういうことですか。

○ 市川環境部政策推進監

法律の解釈上は、3000㎡以上であれば届け出義務が発生して、我々としては有害物質を取り扱ってきた事業場ということであれば、その土壌に関しては外延性を見ながら、土壌汚染の調査命令を発出するということになるのかなというふうには思っております。

○ 中森慎二委員

くどいですが、持ち出さなくてもそういうことなんですか。

○ 市川環境部政策推進監

土壌汚染対策法は、持ち出す持ち出さんとは関係なくして、3000㎡以上の改変に伴って提出する義務がありますので、それは、そういう届け出は必要となってきます。

○ 中森慎二委員

わかりました。

○ 森 智広委員長

他にご意見、ご質疑ございます方。

前回も少し触れたんですけれども、この県条例というのは、他にこういった厳しい規制をされておるほかの都道府県はどれぐらいあるんですか。

○ 人見環境保全課長

他にも同様の条例等はあるというのは聞いたことはございますけど、どれぐらいあるのかというようなことを調査したことはございませんので、申しわけございませんけど、今ちょっとわかりかねます。済みません。

○ 森 智広委員長

他にあります方、いらっしゃいますか。

でしたら、私の質問が続いて済みません。

三重県の県条例の制定理由が書いてありますけれども、何か契機となったものとかというのはあるんですか。平成16年ですけれども、三重県が。

○ 人見環境保全課長

三重県のほうから聞いておりますのは、このとおり法律が平成15年2月に施行されたところから——それを補完するというのいいのかどうかはあれですけども——そういった施行に伴いまして、県のほうとしても必要な条例のほうを定めたというふうに聞き及んでおります。

○ 森 智広委員長

服部課長にお伺いしたいんですけど、この300㎡の規制が厳しいという声はありますけれども、それはそもそも300㎡が厳しいというのか、ほかの地区に比べても厳しいという、そういう声が上がっているんですか。

○ 服部工業振興課長

事業所の皆さんからは、ほかの地区にはない規制であるので見直しをしてほしいというふうに伺っております。

○ 森 智広委員長

各都道府県の状況はわかりませんが、企業の方はそういう意見をお持ちだということですね。ありがとうございます。

他になれば、一旦休憩させていただいて、次は……。

○ 荻須智之委員

水なんですけど……。

○ 森 智広委員長

いえいえ、まだこれは。緑地と水は休憩明けで行いますので。

○ 荻須智之委員

わかりました。

○ 豊田祥司委員

済みません、ちょっと確認なんですけれども、第72条の3のところに、1年に1回以上土壌または地下水の調査を実施することが必要ということで、このときに調査してそういう有害物質が出てこなければ、開発しても有害物質がないということにはならないんですか。そういうことにはならない。

○ 市川環境部政策推進監

開発ということではなくって、あくまでもこの規定は有害物質使用特定事業場が周辺への影響、環境影響を把握するための制度でありまして、あくまでも地下水が周辺へ影響出なかったからといって、掘削する、土壌を改変する土壌そのものに有害物質が含まれていないということにはなりませんので、今おっしゃったような、地下水をはかって出なかったからといって土壌がないというような解釈にはなりません。

○ 森 智広委員長

よろしいですか。

(なし)

○ 森 智広委員長

では、最後でまた質問も受け付けますけれども、一旦、土壌汚染対策法については質疑を締めくくらせていただきます。

休憩10分、この時計で35分明けで、工場立地法とカラ水の件について質疑等を行ってきたいと思います。

○ 須藤商工農水部長

環境保全課はまだ残っておいたほうがいいですね。

○ 森 智広委員長

そうですね。一応おってもらってください。済みません。

でしたら、10分間休憩ということでお願いします。

○ 森 智広委員長

先日の日経新聞の夕刊の記事なんですけれども、土壤汚染規制を緩和すると政府検討という、先ほど服部課長がおっしゃっていたようなことが記事に載っていたので、参考資料という形でお配りさせていただきました。これは参考資料ということで、また読んでおいってください。

では、続きまして、緑地面積率の問題とカラ水、まず、緑地面積率のほうからいきましようか。緑地面積の部分、3ページの部分で、ご質疑、ご意見あります方、お願いいたします。

ないですか。済みません、でしたら私から。

他都市の地域準則制定状況ということで一覧出させていただいてはいますけれども、やはり緑地面積率が15%より低い設定になっているところというのは、平成24年度以降の施行になっていますので、各市の判断で下げられているところでしょうか。そういうことなんですね。

○ 服部工業振興課長

ご指摘のとおりでございます。

○ 森 智広委員長

委員長ばかりしゃべっていますけど、済みません。

規制緩和手法ということで、一番下に尼崎市の事例で、屋上緑化とか壁面緑化、こういった部分も加算していくというところがありますけれども、今、本市では、こういった特例的なルール整備というのはあるんですか。

○ 服部工業振興課長

いわゆる敷地外緑地の特例としまして、工業団地の特例であったり集合地特例等につき

ましては既に法律で認められている部分ですので、その部分は本市におきましても運用をさせていただきます。

例えば霞の集合地特例でございますけれども、霞の出島とは違うところ、対岸側に緑地がございます、その緑地を企業の必要とする面積に応じて、維持管理費の負担金を市のほうが頂戴しておるといことでございます。その負担金支出をもちまして緑地を維持管理してもらっているというみなし方をしまして、それを緑地面積率にカウントしているという状況でございます。

○ 森 智広委員長

関連で。

○ 中森慎二委員

だから、それは、四日市の工場立地法に基づく緑化面積のことの緩和施策で取り上げてやってきたことでしたかね、今お話があったことは。だから書いてないよな、ここに。四日市としての取り組み事例なわけでしょう、それは。

だから、どういう部分においてどのような対応で、敷地外緑地というものを敷地内の緑地にカウントして認めてきたという経過があるわけじゃないですか。それは制度としてじゃないの。それはピンポイントの話なの。

○ 須藤商工農水部長

霞ヶ浦緑地の集合地特例というのは四日市市として特異な例ではございますが、これは工場立地法のもとの法律の規定の中で、そのようなことができるという規定で運用しておるといところがございまして、市独自に条例とかそういうことで緩和して導入しておるといことではなかったものですから、ちょっと資料のほうには書かせていただかなかったんですが、本来そういう事例があるというようなことについては記述させてもらうべきやったなというふうに思っております。

○ 中森慎二委員

法に基づく規制緩和措置なら、それもちゃんと書いてもらって、その適用の制約はどういうものがあるのかとか、そこのところに踏み込んでいかないと、今扱っている意味がな

いんじゃないの。

法律でそういう部分があるんなら、それをもっと活用するには四日市はどうしたらいいのかとか、空地とか換地できる、換地換算ができる緑地のスペースがどうあるのかとかね、そういうのがよりどころがあるのかどうかとか、そういうことにも踏み込んでいかないと、制度があっても使えないという状況にあったのでは意味がない話なのでね。

そこら辺の資料はちょっと、もう一度補足してもらう必要があるんじゃないかと思うんですけどね、委員長。

○ 森 智広委員長

追加資料という形で、また最後にまとめてご依頼したいと思います。

要は市の裁量で緑地面積率を変えられるということが平成24年以降できるようになったわけですがけれども、現在、本市がまだ15%で維持している背景——いろいろ公害の問題もあったことかと思えますけれども——という状況と、市の中でこの15%に対する考え方、こちらをお聞かせいただきたいなと思えます。なぜ今、15%なのかというところですね。

○ 服部工業振興課長

緑地面積率の見直しにつきましては、平成23年度から25年度で臨海部工業地帯競争力強化検討会において検討を行いまして、一定の提言をいただいております。緑地面積率を5%下げて、下げた分を緑量といいまして緑のボリュームで換算していくというような提言をいただいておりますが、これに基づいて、四日市商工会議所からも提言をいただいているところでございます。

それらを受けまして、市のほうでも見直しに向けた庁内調整を行っておったところでございますが、総合的、政策的な判断で時期尚早ということで、今現在に至っているところでございます。

○ 森 智広委員長

平成23年度、平成24年度の検討会の提言でいただいた5%削減……。

○ 服部工業振興課長

平成23年度から25年度でございます。

○ 森 智広委員長

平成25年度ですか。それが一応時期尚早と判断したタイミングは、どのタイミングですか。

○ 服部工業振興課長

平成25年度検討が終わった後のタイミングでございますが、公害訴訟の問題、来年40周年の問題でありますとか四日市公害と環境未来館の整備でありますとか、そういったこととの整合という意味でございます。

○ 森 智広委員長

それは短期的な判断で、短期的な要素の判断ということでいいですかね。40周年と四日市公害と環境未来館のことがあったということで、中長期的には5%削減も視野に入っておるといえることですか。

○ 服部工業振興課長

はい。産業振興部局としましてはそのように受けとめて、今後、改正に向けて取り組みを行っていききたいというふうに考えてございます。

○ 森 智広委員長

他にありますか。

○ 中森慎二委員

見直しを今後検討していくに当たっての考え方というのは、全国のこういう石油化学コンビナートが所在する都市があって、そこにこういった5%というようなところも存在する現状と――四日市の公害の歴史的なものがあるので少し、同じ土俵の部分ではないとも思うのは事実あるんだけど――企業に求めている工場立地法による緑化面積と大気の浄化という部分との関連性とか、やっぱりそういうところを、ちゃんと根拠を置いて見直しをしていかなないとなかなか、説得力が私はないのじゃないかなと。

都市間の競争力においてはもちろん低いほうがいいに決まっているのは事実で、誰しも

わかっていることなんだけど、今のお話では、公害40周年とか判決40周年とか四日市公害と環境未来館というものがあつたからやれなかつたみたいな話ではなくて、それがあつたとしても考え方としての理屈をどうまとめていくかというものがあれば、別にそのタイミングであつたって堂々と話をするべきことではなかつたのかと思うので、だから、今後検討するに当たっては、そここのところにちゃんと軸足を置いて考えてもらわないといかんのじゃないかなと私は思うんだけど、そこら辺のところというのはどうなんですかね。

○ 須藤商工農水部長

今申し上げましたような状況というのは、決定的な問題ではないというふうにも思っております。四日市のコンビナート、市街地の状況というのが、この表にありますようなほかの地域と比べて、やはり市街地、住居と非常に近接しておる、混在しておるといような事情は一つございます。

そのようなことも踏まえて、単に緑地率を下げるということだけではなくて、より計画的に市街地と工場地帯とを分離するというような、そのような計画的な緩和の手法、そのようなものをしっかり検討して、より効果のある緩和というふうに持っていく必要があると、単に率を下げるといだけでは意味がないというようなところで、もう少し企業とも意見交換して検討していくというふうなふうに、私どもとしては持っていきたいというふうに考えております。

○ 森 智広委員長

他にございませんか。

○ 豊田祥司委員

この表の中で、四日市市だけ既存工場で15%、既存工場以外のところでハイフンになっているんですけども、これはどういう意味なのかなというのが。

○ 森 智広委員長

規制がないということですか。

○ 服部工業振興課長

四日市のみ運用、三重県のみ運用ということでございますが、既存工場——昭和49年、工場立地法が改正された以前から工場ができていた工場——については、それまでは緑地面積率20%という規定がなかったものですから、いきなり20%という法律ができてそれに対応できないという経過措置という観点から、若干の運用の方法が違うようになっておるんですが、といたしますのは、法律前からあった工場については、法律ができたのでいきなり20%を整備しなさいという法律ではなくって、その後の投資に応じて、増設したプラントの面積に応じて20%、その分だけ20%ふやしていきなさいという法律になっているわけです。そのような法律の線引きがあるんですが、その線引きを利用しまして、三重県におきましては、既存工場と既存工場以外で取り扱いを変えたという経緯でございます。

○ 森 智広委員長

そもそも既存工場というのは、平成14年以降にあったということですか。

○ 服部工業振興課長

昭和49年以前からということでございます。

臨海部のコンビナートにおきましては、おおむね昭和30年代につくられておりますので、多くが既存企業という扱いになってございます。

○ 森 智広委員長

でしたら、昭和50年以降に開発されたところは、規制、緑化基準がないんですか。

○ 服部工業振興課長

はい。法律がそのまま適用されますので、20%が必要ということになります。

○ 森 智広委員長

このバーのところは、20%ということですか。

○ 服部工業振興課長

そういうことです。

○ 森 智広委員長

それやったら20%と書いてもらったらええのに。そういうことなんですね。

○ 豊田祥司委員

僕もなしやと思って。済みません、ありがとうございます。

○ 森 智広委員長

でしたら、既存工場以外、ですから昭和50年以降にできた工場は20%なんですか。

○ 服部工業振興課長

はい。そのとおりでございます。準則を定めてないという表でございますので、20%の本則が適用されるということでございます。

○ 森 智広委員長

ただ、平成15年にできた三重県条例だと、緑地面積率15%以上って書いてあるじゃないですか。それよりも高いんですか。

○ 服部工業振興課長

法律は全国一律20%でございます。

○ 森 智広委員長

ですから、今から工場を建てようと思ったら20%なんですか。全国で最も高い緑化面積率になるんですか。例えば北九州よりも高くなるんですか。

○ 服部工業振興課長

表に記載させていただいたところで比較をいたしますと、一番高いということでございます。

○ 森 智広委員長

済みません、ちょっとわからないんですけど、そもそも三重県条例が規制を緩和したの

が、昭和49年以前に設置された工場だけなんですね。

○ 須藤商工農水部長

そうです。

○ 森 智広委員長

そういうことなんですか。だから、昭和50年以降のものは何にもしていないということですね、原理原則でいっておると。原理原則でいっておる地域というのは、もう四日市市しかないということですか。ここに載っている分ですけど、ほかにはどこであるかわかりませんが、基本的に四日市だけということですか。

(発言する者あり)

○ 森 智広委員長

コンビナート都市に限っては四日市市が一番緑化面積率が高い要件——20%以上ないですもんね、20%より超えることないので——トップクラスということですね。わかりました。

○ 小林博次副委員長

この緑化なんやけど、工場立地法がつくられたあたりで、昭和47年1月24日の公害判決を受けて、せめて民家に近いところはということで、工場敷地内25%緑化が提案されて、そのとき一緒に、市とか自治体が主導する格好の緑化というのが提案されたはずなんやけど、これは全く取り込まれてきていないのが実態なんやわね。全くないかとそうでもないんやけど、小さい公園があるでな。

四日市以外のコンビナートは大体、緑地がベルト状につくられて、四日市だけは点でつくられている。これはこの前申し上げたけれども。それを公、だから自治体としてはベルトでつないでいく努力義務があるのと違うかな。そういうものをきちっとしながら、工場敷地内緑化の規制を大幅に緩和する、こういう必要があるのと違うかなと。

例えばこれ、千葉の市原にしたって、海岸線のところを埋めて緑化しようと思ったら、どんだけでもできるような地形なわけやわな。北九州なんかでも全くそう。だから、四日

市以降でつくられたコンビナート群というのは、非常に土地も安かったやろうし、広い敷地が用意された地域であったと思うのね。一番日本経済を引っ張った原動力の四日市が、そこにある自治体の対応が余りにもお粗末やないのかなという、そういう気がしているんやけど、なんでそんなことになっているのかなと。

新物食いみたいなもんで、三重県の四日市でも、NO_x・PM法が導入されたらぱっと飛びついて、それで何か変わったんかなと思ったら全く変わらない。何かコンビナートより道路を走る車のほうが排ガスが多くて、それを規制するという、そういう発想があって、どんなことになったかという、四日市に事務所のあった運送会社が、菰野とか周辺に全部事務所を移して、走っておる車は一緒やと。そうすると、税金が入らなくなっただけ、四日市はとんでもないことになったわけやね。

だから、当時NO_x・PM法を適用した地域は、ほかの地域も見に行ったけど、全部どこかへ移転された。しかし実態は変わらない。だから、きれいごとだけで進んでもらうと困るなということがあるんやけど。

東日本大震災がなければ、このコンビナートというのはそう何年ももたずに撤退するというふうに非公式に聞き及んでおったわけやけど、東日本大震災の後でここ延命したのかなということも思って、そうすると、よそよりも厳しい法律規制で対応してしまうと、結局追い出してしまうことになりはせんのかなと。こういうことを危惧するので、今申し上げたような質問をしているわけやけど、やっぱり行政としてやるべきことをきちっとやればうまくいくと思うんやけど、ただ、四日市のやっていることは逆さまなんやわね。

例えば霞ヶ浦緑地、何をした。緩衝緑地としてつくったのに、テニス場とか、どんどんどんどん人を寄せるようなことをして。中央緑地も一緒やね。今度、国体に向けて体育施設を整備し直す。だから、入り口の趣旨と全然違うことをやっている。企業のほうについては、かなり厳しいことばかり言っているけど、格好ばかりつけて、実態がなさ過ぎる。だから、もう少し企業活動ができるような環境整備、条件整備もしていかないとまずいと思っているんやけど、そのあたりについては何か考え方があるんやろうか。

○ 須藤商工農水部長

今幾つかのご意見をいただきました。

特に緑地の配置ということについては、四日市の第1コンビナート、あるいは第2コンビナートについては、もともと非常に窮屈な敷地の中にコンビナートが立地したというよ

うなところがございまして、そういう市街地との緩衝緑地というのが、効果的かというと、計画的に整備できていないというような現状がずっと続いてきたということであると思います。

近年、コンビナートの中のプラントについてもかなり撤退している部分もあり、工場内の空地というのも目立ってきております。そのような中で、これからコンビナートの中の再配置というようなことも出てくるという状況に考えられますので、そういう緑地の考え方についても、緩和ということと含めて計画的に、緩衝緑地というような機能は保たれるようなそういう仕組み、尼崎での検討——尼崎も四日市と同じような状況のまちではあるわけですが——のようなことを参考にして、より効果的な緑地の配置がされていくような規制ということを考えていきたいなというふうに思っております。

○ 森 智広委員長

わかりました。

○ 小林博次副委員長

だから、例えば公道に面した部分だとか、点々とある緑地、市民広場、こういうようなものを線で結べるような、そういうようなこともやっぱり発想の中に入れて、狭い敷地の中で緑化せいということもあるけど、その外側に緑化していただくということも可能なはずやと思うんやわね。だから、その辺の考え方を整理してもらって対応して、早急に対応していく必要があると違うかなと、そんなことを思うので、そのあたり、今の答弁でええとするけども、留意しておいてください。

環境部と商工農水部とちょっと考え方が違うみたいやけど、やっぱりお互いこの地域で飯食っていかんらんわけやから、そのために住民の健康も安全も守り、なおかつ企業活動ができるような、そういう打ち合わせとかやっていく必要があると違うかなと思って、ただ資料を下さいと言ったらどさっとこれが来たけど、話は四日市のコンビナートの話をしておるわけやから、こういう不親切な行政ではあかんよと。

以上です。

○ 森 智広委員長

もう一点だけ確認ですけれども、コンビナートの競争力の検討会が提言しました緑地面

積率5ポイントの削減ということは、現在の準則の20%から15%にということなんですか、そういう意味では。

○ 服部工業振興課長

5ポイントを削減ということで、15%を10%にするという提言でございます。

○ 森 智広委員長

だから、提言は既存工場に対しての提言ということですか。

○ 服部工業振興課長

はい。提言の場合はそういう内容で、既存工場をさらに下げるという内容でございます。

○ 森 智広委員長

検討会に入っているところは既存の施設を持っているところだけなので、要は既存施設部分をということなのか。

○ 服部工業振興課長

済みません、ただし書きでございますが、既存工場以外も見直しを行うべきというただし書きがついてございます。

○ 森 智広委員長

全く新規で来られる、もし企業が来るとすれば、20%というハードルですもんね。

○ 服部工業振興課長

今現在20%ですけれども、既存工場の限定を外して、将来的にはその辺についても緩和を行っていくべきというような提言の内容になってございます。

○ 森 智広委員長

じゃ、15%を10%で、既存工場以外と既存工場の垣根をなくして、全体的に10%にしていくということを提言されたわけですね。

○ 服部工業振興課長

後段の部分はそこまで具体的な記述はされてございませんが、前段は、15%を10%で、そのほかの部分も見直しを行っていくべきという内容にとどまっておるところでございます。

○ 森 智広委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。

○ 萩須智之委員

霞ヶ浦の緑地がだんだんと運動施設として整備されていくというのを見て、かといって津波が来ると堤防の外でということで、四日市市は工業地帯の近くに国体の会場も、ドーンとメイン会場、水泳場をつくって、前の国体でアピールしていただいたように、あのプールからかいま見る東ソーのコンビナートというのは、非常にロマンチックな状態で泳げるのでええかとは思いますが、安全性と将来の運動施設の配置という点では、やっぱりこのままずーっと緩衝緑地で、しかも堤防の外という状態が続くんでしょうか。そこら辺が、場所が与えられてその施設を運用している、運動施設をつかさどる部署とちらとのお考えのすり合わせというのはどうしてみえているのかなと思って伺いたいんですが、お願いします。

○ 須藤商工農水部長

運動施設の配置の基本的な考え方というのは、ちょっと私どもでお答えできる立場にはないもので申しわけないんですけども、緩衝緑地ということで設置した中央緑地、あるいは霞ヶ浦緑地でございます。過去の公害の反省から、住宅地と工場地の距離をとるといような目的で設置されたものでございます。

基本的に、緑地率みたいなものも法律規制の中で守りながら有効利用を図るということで、運動施設等の利便性もよいというようなところもございまして、駐車場の確保も容易やと、いろんな事情から、これまでも運動施設の配置がされてきたというようなところがございまして。なかなかほかの利便性のよいところで用地確保するというのは難しい中で、

やむを得んのかなというふうなことで思っておりますが、緩衝緑地という、そういう機能は保ちながら、有効に活用していくということであろうかなというふうに思っております。それ以上のことはなかなかお答えにくいので、申しわけございません。

○ 荻須智之委員

津波来たときは、そう影響出やんものですかね。それだけがちょっと心配だという声を施設利用者から聞かれるものでね。逃げるところがないんですわ。それこそコンビナートへ行って蒸留塔に上ったほうがええのかなという声があるんですけど、その辺だけが堤防の外というのでひっかかりますもので。

このままじゃ、運動施設を減らすというよりは、せっかくある緑地帯なので使うのがいとは思いますが、いっそのこと堤防をぎりぎり岸壁のところへ持っていくのか何かしたほうが良いような気もするんですけど、将来に向けて、あれでいいのかどうかというのだけお考えを伺いたいたんですが。

○ 須藤商工農水部長

私の立場からはなかなか、あれでいいのか悪いのかということも答える立場にはございませんので申しわけございませんが、その辺は運用上、津波の予想をされるということになれば早急に防波堤の外へ避難していただくというような運用の中で、これからも使用していかなければならないのかなというふうに考えております。

○ 森 智広委員長

ありがとうございます。

他によろしいですか。

(なし)

○ 森 智広委員長

でしたら、一旦緑地面積率の部分については閉じさせていただいて、最後、カラ水の部分——工業用水の部分——ですけれども、この部分についてご意見、ご質疑ございます方、挙手をお願いいたします。

○ 荻須智之委員

工業用水を引いたのがもうかなり昔で、そのもくろみと需要がずれてきているというのは伺っているんですけども、とても給水能力に追いつかないものなのかなと。それかいつそのこと、水の要る企業を引っ張ってきて使うのがベターか、よいのかという気はするんですけど、将来的にどういうふうはこのマイナス分を埋めていくのかというお考えだけ伺いたいと思うんですけど、どうでしょう。

○ 森 智広委員長

マイナス分というと、使われない分ですか。

○ 荻須智之委員

ええ、そうですね。

○ 森 智広委員長

企業庁のことですので、どこまで答えられるかわかりませんが、何か聞いている範囲で。

○ 服部工業振興課長

先ほどのご質問は、給水能力83万 m^3 に対して使用水量が50万 m^3 にとどまっている、残り30万 m^3 をどう埋めていくのかというご質問だったかと思います。

今年度4月から運用しております契約水量の減量配分制、これはどこか使うところがふえれば、その分カラ水の多いところの契約を減らしていくという運用でございますが、企業庁として今打ち出しているのは、この方針のみということでございます。

ただ、30万 m^3 一挙に使うような工場というのはまず想定できないものですから、本市にとどまらず、記載した区域、桑名、四日市、鈴鹿、津市、朝日、川越における工場誘致を進めて、水のユーザー企業もふやすということをまずは目標に置いておるところでございます。

○ 荻須智之委員

大矢知の複合処理施設の近くに太いパイプが来てみえるというのは伺っておるんですが、この工業用水は、あくまでも工業用水ですから、プールには使えないものなんでしょうか、水質として。

○ 森 智広委員長

わかりますか。

○ 服部工業振興課長

具体的にプールでの使用というものが可能かどうかは把握してございませんが、基本的な考えとしまして、工業用水は処理をしていない水、上水道は処理をしている水という区分であると把握をしてございます。

○ 中森慎二委員

今の関連で、コンビナートは、工業用水をろ過して上水で使っているところがあるんですよ、もう。だから、水道局から水を買っていないところもふえてきておるので、それが水道局の収支も圧迫しておるところが現実にあって、だから、ろ過したら何でも使えますよ。

引き続きいいですか。

○ 森 智広委員長

はい。

○ 中森慎二委員

これは、企業庁の収支というか、財政経営上と非常に関連があることなので、なかなか四日市としては提言を申し上げていくしかないと思うんだけど、現実的に、今荻須委員もおっしゃったように、83万tの能力のある設備をつくって、これを減価償却を含めていただく基本料金と使用料で償還していこうという大きな考え方があるわけですが、それがどういう年次でどういう段階で償還ができるのか、あるいはそのためにはどのような使用料が現実必要なのか。というのは現実の契約水量が72.6万tですから、もうここで10万tの差があるわけですね、能力と契約との差が。だから、この10万tは全然埋まらん

わけですよ、はっきり言って。何もお金が入ってこないわけですから、基本料金も入ってこないわけですから。

だから、そういう企業庁の長期的な収支とか、あるいはコンビナート系の企業の工業用水のカラ水の現状のトータルのはどうなっているのかとか、そういうところをやっぱりもう少し踏み込まないと、なかなか物を言いにくいところがあると思うんですけど。

例えば企業庁が頑張ってもらっているとは思いますが、本当に真剣に償還を短くして、早く収支を合わせていくための努力をどこまでしているのかというのは我々全然見えてこないわけで——これは県の監査のほうに僕は求めていかなあかんことじゃないかなと思っているんだけど——そこのところをはっきりもう少しクリアにしていかないと、もっと企業庁でも努力してもらえ部分があるのと違うのかと、こういう話に踏み込んでいくしか私はないのじゃないかなと思うんですね、現実には。

だから、ここで商工農水部長も環境部の人も答えようがない話なので、現実、自分たちが直接さわれる財政の部分ではないので歯がゆいところがあると思うんですけども、我々としてはそういうところへの情報開示というものを、県に対して、企業庁に対してもっと求めていく、今回の決まっている基本料金の算定根拠は本当はどうなのかと、もっと詰めるんじゃないかとかね。

例えば上下水道局も県水を買っていますけれども、四日市の水道料金の3分の1ぐらいは県水が重くなっているわけですよ、受水費が高くて。これも受け入れ責任水量制があって、使わなくても払わないかんという部分があったりして、非常に困っているところがあって、これもやっぱり企業庁の話なんですけど。それと同じように、そういうところの部分についても情報開示をちゃんと求めていくような、このことをやっぱり、我々の仕事としてもそれはあるのじゃないかなと私は思っているんですけどね。

何か感想じみた話で申しわけないんですが。

○ 森 智広委員長

何か今後の交渉といたしますか、企業庁との対応についてありますか。

○ 須藤商工農水部長

今ご指摘のあるように、こういう状況になっておるということだけで納得しておるのではなくて、もう少し情報をとって説明が果たせるように努めてまいりますので、またご報

告できる場があればさせていただきたいというふうに思っております。

○ 中森慎二委員

結局、企業は、監督官庁であったり——県も市もそうですけれども——環境行政であったりして、こういうカラ水問題というのはなかなか言い出しにくいところがあるんですね。だから、その辺は議会の責任も私はあると思うんですけれども、そこら辺は今申し上げたようなところを、情報開示をもっと求めていくような話を進めていく必要が我々にやっぱりあると思っているので、またご協力をお願いします。

○ 小林博次副委員長

素朴な疑問が一つと、二つ質問したいんですけど、例えばコンビナート企業が外資に変わったときに、この水はこの工場でしか使えやんのかな。その辺の法律的な枠というのはどんなふうになっているのか、これが一つ。

それから、責任水量制やけど、もともと計画されたときは、北勢だけではなくて中南勢の工業用水も含めて、これ、開発されたんやわね。最初の日本の高度経済成長で、その後これがスローダウンしていく段階で、中南勢の工業用水が必要なくなった、だから工場立地がなくなったという感じで、その分が宙に浮いて、その負担を北勢がやっているわけやわね。

だから、そのあたりの整理がどうやってなっているのかちょっとわからんけど、もし、そのあたりの経過も含めて、その後どう対応されたのかわかれば、また教えてもらいたいなと思っておるんやわ。その二つ。

○ 森 智広委員長

答えられる範囲で。

○ 須藤商工農水部長

今ご質問あった点について、私どもとしても、情報を持ち合わせておりません。

先ほどの財政的な構造がどうなっているのかというあたり、それから、これからまた将来に向けてその辺をどう中長期的に考えていくのかといういきさつも含めて、少し情報をとってご報告、またさせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○ 小林博次副委員長

それから、この前も出して、答弁もらってないんやけど、でん粉で汚染された河原田の井戸、四日市の上水道に使っておって使えなくなって、いつとき工業用水と入れかえると、こういう話があって、その後どうなったか全く聞いてないんやけど、そのあたりも、またわかれば教えてください。

○ 須藤商工農水部長

河原田の簡易水道か何かが汚染されたということですね。

○ 小林博次副委員長

簡易水道、そうそう、井戸があったのが汚染。

○ 須藤商工農水部長

ちょっと情報整理しておりますので。

○ 小林博次副委員長

井戸壊して掘ったわけじゃないので。鈴鹿川の水量が減って、でん粉の工場があって、汚染されて飲めなかった。

○ 森 智広委員長

とまっておるんですか。

○ 小林博次副委員長

工業用水で使えるもんな。

○ 森 智広委員長

他にご意見等よろしいでしょうか。

人見課長、他の都道府県の状況ですか。ありがとうございます。

○ 人見環境保全課長

施行状況調査というのが国のほうで行われた、他府県の条例の制定状況でございますけれども。

○ 森 智広委員長

土壌汚染のほうですね。

○ 人見環境保全課長

土壌汚染のほうです。済みません、戻りますけれども、国のほうで調べておりまして、現在、104自治体で、いろんな形で条例、要綱等が定められておることでございます。平成25年度現在ですけれども、そういう状況でございます。

○ 須藤商工農水部長

県だけやのうて、市町でも上乘せ条例が。

○ 人見環境保全課長

そうですね。104ですから、都道府県47全てあるか、ぱっと一覧のぞいているだけですのであれですけれども、それ以外にも町はないですけど市レベルでは、条例、要綱等定めるところがあるようでございます。

○ 森 智広委員長

104。

○ 人見環境保全課長

104です、トータルで。

○ 森 智広委員長

わかりました。ありがとうございます。

全般的にありますか、ご意見、ご質疑等。

(なし)

○ 森 智広委員長

一通り今回の所管事務調査、終わったわけですがけれども、私のほうで提言というか提案させていただきたいのが、ここまでコンビナートに関して掘り下げて課題抽出して、勉強させていただいたと、研究させていただいたということもありまして、何かしら当常任委員会として何か成果物のようなものができたらなと思っております。ただ、まだまだ知識不足というのもあるので、今後も大々的に取り上げるのではないかもしれませんが、引き続きこの問題について調査研究していきたいなと思っております。

常任委員会の成果物ですので、常任委員会の皆様方の賛同があつてのことなので、どういったレベルで賛同が得られるのかというのは、また次の委員会のごときにご提案させていただいて、皆様方のご同意が得られる範囲内での成果物ということで出していきたいなと思います。意見書というレベルもありますし、委員会報告というレベルもありますので、そういった状況をまた踏まえて、次回、ですから、所管事務調査となりますと次は、また年明けのかもしれませんが、今年度まだ半年以上ありますので、長い目で見ながらこういった問題を掘り下げていきたいなと思ってますので、また皆様方も何か、委員会でこういうふうな取り組みをしたらいいんじゃないかというのがありましたら、ご提案いただきたいなと思っております。

でしたら、本日の所管事務調査は一旦ここで終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

済みません、次の所管事務調査でまた少し取り上げますので、先ほど中森委員から依頼がありました工場立地法における緑化の部分について、また細かい情報をつけていただきたいのと、先ほど土壌汚染法の条例、各都道府県とか、どういうレベルで——104とありましたけれども——どんな状況なのかということ、それを取りまとめていただくことをお願いしてもよろしいですか。

○ 須藤商工農水部長

企業庁のほうも、またその辺は……。

○ 森 智広委員長

企業庁に関してもそうですね。

○ 須藤商工農水部長

出せれば努力しますので。

○ 森 智広委員長

ですから、次、年明けになるので大分時間ありますので、またご用意よろしくお願ひします。

○ 小林博次副委員長

工業用水のカラ水は、よそはどうなのか。

○ 森 智広委員長

そうですね。ほかのカラ水の取り扱いですね。他府県の状況も調べられる範囲でお調べください。

でしたら、そういう形で、次回に続くという形で一旦、本日は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

15 : 20 閉議